

2025年度年末年始時における道路工事及び道路占用工事抑制方針

2025年度年末年始時において予想される道路交通の混雑を緩和し、事故の発生を防止するため本年度年末年始時においては、特に下記事項を抑制方針として定める。

記

1 道路工事及び道路占用工事等の抑制期間

年末年始時の次の道路における、道路工事及び占用工事等（沿道区域内における建築工事等に伴う道路占用工事を含む。以下「工事」と言う。）は、それぞれ次の期間における着手を承認せず又は、施工中の工事を中止すること。

（1）繁華街地区内道路

裏面地図の地域内の道路においては、12月20日（土）から25日（木）まで昼間工事中止、12月26日（金）から1月5日（月）まで昼夜間とも工事を中止すること。

（2）上記地域外は、12月26日（金）から1月5日（月）まで昼夜間とも工事を中止すること。

2 工事中止箇所の取扱い

工事抑制期間中工事を中止する箇所については、下記事項を厳守し、一般交通に解放すること。

（1）掘削跡の本復旧が不可能な場合は、道路管理者の指示する仮復旧をすること。

（2）仮復旧も困難でやむを得ない場合は、覆工板にて交通解放すること。

（3）やむを得ず交通解放できない場合は、作業帯を極力縮小して周囲に堅固な柵を設け、夜間は規定の保安灯を設置すること。

※工事中止箇所は常に道路標識及び道路表示の点検、路面の損傷部の補修並びに現場の清掃を十分行うこと。また必要に応じて保安要員を配置し、常時現場を巡回し、事故防止に努めること。

3 特例として、次の場合は抑制を除外する。

（1）道路管理者の日常行う道路の維持作業

（2）道路法又は道路交通法に基づく安全施設に関する工事

（3）緊急（漏洩漏水、破裂事故等の修理）工事

（4）道路管理者及び警察署が協議の上決定した工事

2025年9月17日

町田市役所道路部

町田警察署交通課

南大沢警察署交通課